

令和 7 年第 2 回西郷村議会定例会

議事日程（4 号）

令和 7 年 6 月 12 日（木曜日）午前 10 時開議

- | | | |
|---------|----------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 31 号 | 専決処分の承認を求めることについて
専決第 1 号 西郷村税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 32 号 | 専決処分の承認を求めることについて
専決第 2 号 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 33 号 | 西郷村道路線の変更について |
| 日程第 4 | 議案第 34 号 | 西郷村道路線の廃止について |
| 日程第 5 | 議案第 35 号 | 西郷村営多目的路外駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 36 号 | 令和 7 年度西郷村一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 7 | 議案第 37 号 | 令和 7 年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 8 | 議案第 38 号 | 令和 7 年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 9 | 議案第 39 号 | 令和 7 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 10 | 議案第 40 号 | 令和 7 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 11 | 議案第 41 号 | 令和 7 年度西郷村下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 12 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について
専決第 3 号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 13 | 報告第 2 号 | 令和 6 年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について |
| 日程第 14 | 報告第 3 号 | 令和 6 年度西郷村水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第 15 | 報告第 4 号 | 白河地方土地開発公社経営状況報告について |
| 日程第 16 | 議案第 42 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 17 | 議案第 43 号 | 令和 7 年度西郷村一般会計補正予算（第 2 号） |
| 追加日程第 1 | 議案第 44 号 | 西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 追加日程第 2 | 発委第 2 号 | 西郷村議会基本条例 |
| 追加日程第 3 | 発委第 3 号 | 西郷村議会議員倫理条例 |
| 追加日程第 4 | 発委第 4 号 | 西郷村議会ハラスメント防止条例 |
| 日程第 18 | 請願・陳情に対する委員長報告 | |
| | ・文教厚生常任委員会 | |
| | 請願第 2 号 | 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書 |
| | ・総務常任委員会 | |
| | 請願第 3 号 | 「消費税 5 %への減税を求める意見書」の提出について |

- 請願第 4 号 「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出について
- 陳情第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書
- 追加日程第5 発議第 3 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の
十分な就学支援を求める意見書の提出について
- 追加日程第6 発議第 4 号 消費税 5 % への減税を求める意見書の提出について
- 追加日程第7 発議第 5 号 インボイス制度廃止を求める意見書の提出について
- 追加日程第8 発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 1 9 閉会中における継続調査の結果について
- 日程第 2 0 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 2 1 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 2 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 3 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 4 西郷村議会改革検討特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第 2 5 閉会

・出席議員（１５名）

１番 小澤 佑太君	３番 山崎 昇君	４番 鈴木 昭司君
５番 大竹 憂子君	６番 鈴木 修君	７番 君島 栄一君
８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君	１０番 真船 正康君
１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君	１３番 上田 秀人君
１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君	１６番 真船 正晃君

・欠席議員（１名）

２番 須藤 正樹君

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	入来真由美君
参 事 兼 総 務 課 長	田部井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	木村 三義君
税 務 課 長	須藤 隆士君	住 民 生 活 課 課 長 補 佐	金田 洋子君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	田島 貴志君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	添田 真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須 賢博君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴木 弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議会事務局 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	金 田 百 合 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正晃君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

2番須藤正樹君から、病氣療養のため本日の会議を欠席する旨、西郷村議会会議規則第2条により届出がありました。

続きまして、地方自治法第121条の規定による説明員について、変更がありますので、ご報告いたします。

本日、住民生活課長、仁平隆太君が通院補助のため欠席し、代理者として住民生活課課長補佐、金田洋子君が出席しておりますので、ご承知おきください。よろしくお願いいたします。

以上、ご報告いたします。

◎議案の訂正

○議長（真船正晃君） ここで、議案の訂正に関して、村長より発言の申出がありましたので、これを許します。

なお、訂正後の書類は、議長において、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） おはようございます。

ただいま発言のお時間をいただきましたこと、感謝申し上げます。6月10日に追加提案いたしました議案の一部に記載の誤りがございましたので、訂正をさせていただきたく、お願い申し上げます。

追加提出議案書の2ページ、議案第42号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由」の中で、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の公布日を令和7年6月27日、施行日を令和7年6月28日と記載しておりましたが、公布日、施行日ともに令和7年6月4日に訂正をさせていただきたく、議長におきまして訂正の許可をお願いします。このたびは大変申し訳ありませんでした。

○議長（真船正晃君） 村長の発言が終わりました。

このことについて、議長より執行部に申し上げます。議会に係る書類の作成に際しては、二重三重のチェックをするなどの注意を払うように十分申しつけておきます。

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

ここで、追加提案について申し上げます。ただいま、議案1件、発委3件が追加提案されました。

おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、議案書を配付しますので、暫時休議いたします。

（午前１０時０３分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前１０時０４分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第４４号及び発委第２号～発委第４号まで）

○議長（真船正晃君） ただいま追加提案されました議案１件、発委３件につきましては、日程第１７の次に、追加日程第１、議案第４４号、追加日程第２、発委第２号、追加日程第３、発委第３号、追加日程第４、発委第４号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（真船正晃君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日追加提案いたしますのは、議案第４４号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」の人事に関する案件１件でございます。

議案第４４号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」のご説明を申し上げます。

現在委員であります荒谷俊彦氏が、令和７年６月３０日をもって任期満了となることに伴い、再度委員として選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、本日提案いたしました人事案件の詳しい略歴につきましては、令和７年第２回定例会資料、議案第４４号関係をご覧ください。

ご審議の上、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 次に、発委第２号から発委第４号に対する提案理由の説明を求めます。

西郷村議会改革検討特別委員会委員長、鈴木修君。

○西郷村議会改革検討特別委員会委員長（鈴木 修君） ただいま上程いたしました発委第２号「西郷村議会基本条例」につきまして説明させていただきます。

提出の理由でございますが、地方自治の本旨に基づき、西郷村議会及び西郷村議会議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、西郷村民の負託に的確に応え、村民の福祉の向上及び公平・公正な村政の発展に寄与するため、この条例を制定しようとするものでございます。

議会改革検討特別委員会等で説明させていただいた経過を踏まえて、最終的に整えたものでご議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、発委第３号「西郷村議会議員倫理条例」につきまして説明させていただきます。

提出の理由でございますが、西郷村議会を構成する西郷村議会議員が、村民全体の代表者として人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限または地位による影響力を不正に行使し、自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、議員の倫理の確立を図り、もって公正で民主的な村政の発展に寄与するため、この条例を制定しようとするものでございます。

議会改革検討特別委員会等で説明させていただいた経過を踏まえて、最終的に整えたものでございますので、ご議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、発委第４号「西郷村議会ハラスメント防止条例」につきまして説明させていただきます。

提出の理由でございますが、議員間または議員から職員へのハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め、良好な議会環境を確保することで、村政の効率的運用に寄与し、もって村民から信頼される議会の実現に資するため、この条例を制定しようとするものでございます。

議会改革検討特別委員会等で説明させていただいた経過を踏まえて、最終的に整えたものでございますので、ご議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第３１号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第１、議案第３１号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第３１号「専決処分の承認を求めることについて」、専決第１号「西郷村税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

◎議案第32号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第2、議案第32号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第32号「専決処分の承認を求めることについて」、専決第2号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正晃君) 挙手多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

◎議案第33号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第3、議案第33号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第33号「西郷村道路線の変更について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第4、議案第34号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第34号「西郷村道路線の廃止について」、本案に対する賛成議員の挙手を求

めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第5、議案第35号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第35号「西郷村営多目的路外駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第6、議案第36号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番(鈴木勝久君) 11番、鈴木勝久。

議案第36号「令和7年度西郷村一般会計補正予算(第1号)」について質疑いたします。

予算書概要の3ページ、一番下なんですけれども、観光施設管理事業として、275万円を一般会計から頂いておりますけれども、この事業目的について、まず、ここに書いてありますけれども、改めて目的についてお尋ねいたします。

○議長(真船正晃君) 産業振興課長。

○産業振興課長(相川哲也君) ただいまのご質疑にお答えいたします。

観光施設管理事業ということで、補正予算に275万円計上しておりますが、目的につきましては、現在遊休施設となっている寄り道売店の一部の修繕を行いまして、施設を利用し事業を行う事業者・団体等を募り貸し出すことで、甲子地区の活性化及び観光振興を図るものでございます。

○議長(真船正晃君) 11番鈴木勝久君。

○11番(鈴木勝久君) 今、ちゃぼランド西郷を含めて、ねころんぼ広場一帯を今、休業状態にしていると。それで、トイレだけですね、今稼働しているの。

それで、今まで休業していた寄り道売店、私、どこかはっきり分からないんですけれども、寄り道売店というのに対して275万円の補助を出して、修繕・補修をするということでございますけれども、これから、今の話ですと、事業者・団体を募ると

ということなんですけれども、ここをどのように利用しようと考えているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

利用の目的といいますか、こういった利用の仕方ということでございますけれども、まず事業者を公募により募りまして、基本的に今考えているのは、一般の方々が気軽に立ち寄れるようなカフェまたは直売みたいな形のものを想定しておりまして、そのような事業者を募りまして、一番適正と思われる事業者を選定して、貸付けを行うというふうなことを考えておりまして、具体的に今現在、何をするということは決まってはいないところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 目的があやふやな感じがします。

まず、甲子地区の活性化をしたい、そのために一部施設をカフェというのは、何か飲み物を提供するようなところですよ。それを用いて活性化というのと、何か行政がやる活性化というのが、ちょっと分からないんですけれども、この寄り道売店、カフェをオープンさせることによって、どのような効果が甲子地区にあるのか、もう一度お答え願えますか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず、こちらの施設なんですけれども、国道289号線からねころんぼ広場に入る角の場所で、木造平家建ての店舗ということで、貸出しを行いたいということでございますが、まず、にぎわいづくりの第一歩としまして、あそこの広大な、甲子地区の買取りを受けた用地を活用していくわけでございますが、まず第一歩として、こちらの施設を活用して、例えばコーヒーを出して、一般のお客さんに寄ってもらうとか、アイスクリームとかですね。

また、直売といいますか、いろいろな、西郷村の野菜をはじめ、加工品なんかを販売したりとかというようなことを想定しておりまして、あとは事業者さんの提案型ということで、どのような使い方をしたいかというのを公募を募りまして、その中で選定して貸出しを行うというふうなことでございますので、まずにぎわいづくり、国道289号線、交通量も大分増えてきておりまして、会津方面へのお客さんですとか、今後は八十里越ということで、新潟方面なんかのお客さんなんかも増えると想定しておりますので、まず、あそこをただ単に通過するだけの場所ではなくて、立ち寄っていただけるというふうなことを考えておりまして、まずその第一歩として、こちらの施設を貸出しするというふうなことで考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、トイレは稼働しておりますけれども、そこに寄る人数、1日でもいいですけれども、1か月でもいいですけれども、どのぐらいの人数がトイレを利用しているか。また、この寄り道売店をオープンした場合、どのぐらいの人数

を想定しているか、その辺が分かればお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

現時点で、トイレの利用者につきましては、資料がないので分からないんですが、一応データは取っております、ちょっと時間をいただければ、お伝えすることはできるんですが、今ちょっと資料がないものですから、ご勘弁いただければと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、トイレを運営というか管理しているのに、管理費、維持費がかかると言うんですね、電気代、水道代。水道代で大体、基本料金どのぐらいで設定しているか分からないんですけれども、メーターを見ると、どのぐらい水が使われているかは分かると思うんですけれども、その辺から数字を出すということは不可能なんでしょうか、できますか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

一応あそこ、カウンターをつけておりますので、資料が今手持ちにないということ、答弁のほうを控えさせてもらったんですが、一応戻れば分かります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、その次に団体ですけれども、どのような公募の仕方というか、1者決めてその人にやってもらうとか、指定管理で、指定管理という大げさな話じゃないんでしょうけれども、どのような形で業者を決めるような、今、もくろみであるのか、その辺伺いたいんですけれども。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

事業者につきましては、一応公募型で選定しようということで考えておまして、その中で一番いいといいますか、点数が高いところに決定しようということで考えております。

現時点で幾つか、借りたいというお話も受けているところではございますが、広く公募で募りまして、よりよい事業者を選定していきたいというふうなことで考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 去年ここを、今年でしたっけ、去年ですよ、国から買い取りました。その施設もまだ残っております、ほとんど。今これが、第1弾目に始まろうとする、しようとしているところだと思うので、水を差す気持ちはさらさらないんですけれども、そのほかの用途、これに付随して、全体的な用途というか、使い道とか、前に自然公園を造るんだというお話は聞きましたけれども、その一環で、ここをまず最初にオープンさせて、様子を見ようという形だと思うんですけれども、全体像に関しては、村ではいつから始まるのか、その辺を考えながら、これを手始めに始めたのか、その辺分かれば、教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

甲子地区の全体計画という話でございますけれども、まず昨年度、国のほうから用地のほうを取得をしまして、基本的には森林スポーツ公園ということで計画を立てて、国のほうに出しているわけでございますが、ベースといたしましては、やはり今、森林を活用した公園というものは変えず、その中でどのような集客を図れるのかということで、ターゲットといたしましては、村民の方が広く利用できる、または家族向け、子どもさんなんか気軽に遊びに来られるようなものですとか、あとはキャンプ場なんかもありますので、アウトドアの拠点として活用できるようなものですとか、また、遊休施設といいますか、施設なんかもありますので、そちらの施設につきましても提案型という形で、今後利用を図っていきたいというような考えでございますけれども、一応今年度、今作成中ではございますけれども、どのような形で方針といいますか、コンセプトを決めてやってこうというようなことでやっているところでございまして、まだ具体的な期日までは申し上げられないんですが、近いうちに方針を定めまして、よりよい方向に向かえるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 一番、村民の方々が関心を持たれているのは、今休んでいるちゃぼランド西郷、温泉館なんですけれども、温泉健康センター。これは再稼働の見込みは、まるっきらないという方向で今やっているのか。あと、それをお聞きできれば、よろしくお願いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

ちゃぼランド西郷の温泉健康センターの件ですけれども、再稼働は断念したということで、前にもお話しさせていただいた、その考えに変わりはありません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 大変残念でございます。

ただ建物と、隣にアクティブセンター等々もございまして、できればあの建物を利用して何かできないか。ただ壊すのももったいないなと思って、質疑したところであります。

以上で終わります。

続きまして、4ページ、8番です。

定住促進住宅管理費、これが、その他の財源で620万4,000円、これが事業目的と事業内容が、簡単過ぎて内容が分からないので、まずどのように620万円弱等を使うのか、その内容についてお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） 鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

こちら、事業目的に、定住促進住宅の良好で適正な住環境を整備しとあります。具体的には、定住促進住宅に、住民の方が使っています駐車場がございます。こちら、

もう白線が消えておりまして、そちらの区画線工事、それから番号の区画を入れる。それから近隣、この辺最近、お店が結構増えておりまして、人通りも大変増えておりまして、以前は車の盗難事故などもありまして、防犯カメラのほうの設置を要望されておりまして、こちら4台つけさせていただく予定でございます。それから、街灯修繕工事で600万円ほどの予算を上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この雇用促進住宅、以前から稼働率の問題で、いろいろ取り上げられております。それで、細々やるのはいいんですけれども、一遍に方向転換してどうにかするという、そういう考えは村にないのか。というのは、場所が非常に、西郷村で一番ぐらいいい場所なんですよね。ですから、やり方によっては、相当人気の出る場所であると思うんです、場所的には。

村では移住・定住問題とか、いろいろ今、政策をなさっていますけれども、こちらを利用するという手もあるんじゃないかなと思っておりますけれども、こういう細々、駐車場の件に関しては、そういう話であってよいと思うんですけれども、ちょっとずつちょっとずつで、稼働率が50%切るような、ぎりぎり50%行った来たところですね、半分ぐらいですから。

もうちょっと利用価値を高めるような政策というのは、執行部側では考えていらっしゃるのか、その辺お聞きいたします。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） 再質疑にお答えいたします。

住環境の整備ということで、今までお風呂のほうの改修、それから便座の改修ということで、住環境の整備ということを全体的にはやっておりました。

また、子育て世代に対して減免措置をするなど、なるべく入っていただくような施策はやっていたところでございます。

また、移住・定住のことにしましては、いろいろ関係各課ともう少し相談して、実施できればと思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 本当に場所がいいので、何とかもっと利活用に力を入れて、よいアイデアを出してやっていただきたいなと思っております。

以上で終わります。

○議長（真船正晃君） そのほかございませんか。

15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 15番。

議案第36号「令和7年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」について質疑します。

資料の7、都市計画総務費、目的・内容は、事業としては新白河駅西口広場区画線整備工事ということで、多分これは、私が以前から村長にお願いして、ようやく行動

に移してもらった問題の場所だと思うんです。新白河駅前広場利便性向上のための施設整備を行い、広場の適正な管理運営を図るということで、今回675万4,000円ということで上がっております。

これは、以前からすごく、私も相談受けて、朝夕の村民の通勤または通学に、時間帯なんですよ。すごく混雑して、乗り降りに不便を来たしたということで相談を受けている件なんですけれども、やっていただけるということで問題はないんですが、いつ頃利用できるか、その1点だけご答弁願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） 矢吹議員のご質疑にお答えいたします。

議員おたしのとおり、駅前の交通の円滑化と安全性の向上を目的として実施させていただきたいと思います。具体的に、タクシー、バス、一般車の動線、区画線の引き直しと、あとカラー舗装とかで視認性を高めたいと思っております。

実施時期でございますが、9月頃までにできればと思っております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 再質疑します。

できるだけ早く、一日も早く利用できるように、よろしくお願いします。

以上で質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） そのほかありませんか。

12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 12番。

議案第36号について質疑いたします。

補正予算書の9ページをご覧くださいませるか。

ここに委託料というのがあります。2つあるんですけれども、80万8,000円の業務委託料について、ポリ塩化ビフェニル、PCBですね、運搬業務9万9,000円、処理業務90万7,000円とあります。

これは私、12月定例会で質疑したものだと思うんですけれども、今はPCBは使われないということで、西郷村内の村施設、学校施設にこういったPCBが存在するのかということで、お話ししたと思うんですけれども、その中で、羽太小学校と米小学校で使用しているということで質疑したんですけれども、それを今回取り外すという、取り外して運搬する、処分するということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 藤田節夫議員の質疑にお答えいたします。

今回計上しました総務費のPCBの運搬業務委託と処理業務委託につきましては、昨年実施しました生活改善センターの解体工事の際に、照明器具の中から、マッチ箱程度なんですけれども、蛍光灯の安定器が解体で出まして、それがまず15個出まして、それがPCBの疑いがあるということで、一度保管しておりました。

それを村では、電気工作物の保守管理業務委託を東北電気保安協会に委託しているんですが、そこにも相談したところ、調べて調査したほうがいいということで、実際出た蛍光灯の安定器が15個疑いがありまして、それを調査した結果、12個が高濃度のPCBだということで、高濃度になりますと、県に届出を出しまして、国の環境省でありますJESCOという、北海道・東京事業エリアでは、北海道の室蘭にある処分場でないと処理できないということで、届出を出しております、今回、西郷村の今12個のPCBについて、搬出の許可が出ましたので、今回予算計上しまして、処理をするための予算を計上しております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 生活改善センターから出てきたということで、15個中12個が高濃度で、あと3つが低濃度。

私の知る限りでは、高濃度の処理は終わったと。全国に5か所、処理場があるみたいなんですけれども、その処理処分場はもう終了して、低濃度も、あと3年だけ、2027年3月31日で終了すると聞いているんですけれども、その辺は問題なかったんですか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） その点についてなんですが、環境省の外郭団体でPCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会というのがございまして、まず、原則的に高濃度については、今延長していますけれども、令和7年度中、令和8年3月31日までで、最終的な東京・北海道事業エリアへの搬出が終了と、一応この計画ではなっています。

低濃度については、令和8年度中、令和9年3月末までに、国の認定を受けました低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設に持ち込んで処理することということになっておりますが、国の令和7年4月11日の今後のPCB廃棄物等の適正な管理及び処理についてという検討委員会の議事録を見ますと、高濃度については工場等、一番なのはキュービクル、大きいところなんですけれども、そういうものの処理は済んでいるんですが、やはり今回うちも生活改善センターを取り壊した際に出る照明器具等の小さいものの高濃度の処理というものは、やはり全部やり切れていないと、国でも検討会の中では話が出ておりまして、国は今ある処理施設については、計画どおり令和7年度で完了はするんですが、その後については、今国で認定している低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設でも高濃度について処理できるようにするように、今検討しているところです。

それがまだ決定ではないんですが、それにつきまして、PCB特措法に基づいて、処理後も3年間は、自治体の行政指導の下、適正に管理するというふうな結論に、今検討会の中ではなっております。ですので、完全に終了ではなくて、今度、国の認定の施設での処理に切り替わっていくという検討会の結果でございました。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） そうすると、前回私が質疑しました羽太小学校と米小学校は、検査した結果なかったと、そういったPCBが。じゃなくて、もう処理したというこ

とね。了解しました。

それで、今言われたように、これ調べる必要があるんじゃないですかね。結局村内の、取りあえず公共施設、学校関係などは、保安協会の人に来て、ここにありますよというわけじゃないんでしょう。その辺はどうなんですか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 今回の発覚につきましては、照明器具を取壊しして、破壊して中から出てくるものですから、もし本当にやるのであれば、村内公共施設の全ての古い照明器具を更新するということが必要になってくるものですから、今のところ、やっぱり製造年月日もあるんですが、今使っているものですから、使っていないのであれば取り壊せばいいんですが、使っているものについては、やはり国のほうでも、まだ処理は、取り壊すなり、使用を廃止した際に排出されるので、令和7年度で国はP C Bの処理を打ち切る計画ではありますけれども、引き続き認定の処理施設で処理ができるような計画を国のほうで立てておりますので。今、村の施設のP C Bの検査なんですが、破壊するか、前もそうなんですが、やはり照明器具については、交換とか修繕の際に出てくるというのが、正直、申し訳ないですけれども、今の状況でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国で全部、これは処分しろと言われていて、人的被害が相当出たので、昔の話ですけれども、それで、あと3年とか期限切れちゃっていますね、たしか処分、延ばして延長しているんですけれども、それで、西郷村でそういう状況ならば、ほかの日本中どこへ行ったって、古い建物、学校や何やあると思うんですけれども、よく私も、これ家庭用の蛍光灯にはもうないということで、それは分かっているみたいなんです。昔はP C Bなんて、私、小さいとき、ちょっと覚えあるんですけれども、ただ、生活改善センターの蛍光灯だけじゃないんでしょう、実際は。それは調べてはいないんですか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 器具を解体して全調査というものは行っておりません。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 何だろうね、やっぱり国に対して、県に対してや国に対してなんだろうけれども、これは予算をつけてもらって、早急に点検・撤去をするようにするべきではないんでしょうか。だって、法律的に、それは使用しちゃいけないということになっているわけだから、その辺はやっぱり末端からというか、自治体のほうから上に申し上げるべきだと思うんですけれども、その辺は、村長いかがですか、今のお話聞いて。国にやっぱり言うべきだと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

藤田議員の心配も分かりますけれども、国の動向もあるし、町村会でも話題にして、盛り上げていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） あらゆるところで、こういう意見が出たのでということで、法律も決まっちゃっているし、処分場がなくなっちゃうんですよ、全国の処分場がね。施設がなくなっちゃうということで、これがなくなっちゃうと、今度、西郷村だったら西郷村の中で、一生それを管理していくようなことを書いてあるんですよ、ちゃんとこれは、俺が言っているんじゃないくて。

だから、その辺もやっぱり、これからというか、村長には、国にも上げるのも当然ですけども、市町村というかな、町村会でも何でも、これはやっていかないと、人的に影響があるものですから、これぶん投げておいて、子どもが触ったりなんかして、口に触ったりなんかすると大変なことになっちゃいますので、やっぱりこういったものは、自分たちで決めたもの、国で決めたものなので、ぜひ抗議するなり何かして、やっていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） そのほかありませんか。

13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 13番です。

議案第36号について質疑をしたいと思います。

ただいまの話のポリ塩化ビフェニル、この話ですけども、多分村内の工場、古い建物だと、該当していくもの、あると思うんですよ。これ、県のほうで一度パトロールをして、チェックしたという記憶があるんですけども、もしかすると抜け落ちている可能性もある。

今、どれが入っているのか、よく分からないという話だったんですけども、これ照明器具の製造年度で、年で切り替わっているみたいなんです、PCBが入っているものと入っていないものと。ですから製造年、今うつろなので、はっきり言えないので、年によって切り替わっている、そこを確認をして、村でもちゃんと確認すべきだなと思うんです。

これ多分、罰則規定も出てきますよね、今後ね。ですから、そういったことが起きてしまったのでは、村民の方は大変だと思うので、そういう文書もやはり村は出すべきだなと申し上げておきます。

第1項の総務管理費の中の目の2で、文書広報費とありますよね。この中で、12番の委託料として518万1,000円、業務委託料として例規整備支援業務とありますけれども、この内容についてちょっとお示してください。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

文書広報費、法規管理費の業務委託でございますけれども、前に全員協議会のほうでご説明をさせていただきました、来年度の新庁舎移転時に組織再編をしたいということで現在考えて、事務のほうを進めております。

具体的には、部長制度の導入と、組織のグループ制を導入したいということで検討

しておるんですけれども、それに伴いまして、例規の改正が必要になってまいります。現在今、その抽出作業をしているところでございますけれども、概算で、条例の変更が15本、規則の改正が30本ちょいぐらいですかね。あと、要綱・規程の改修が全部で80件程度、その他マニュアル等、あとガイドライン等の整備が必要なものが3件の変更が必要になってまいります。その改正に向けた支援を、例規システムの運営をしている業務委託先の会社のほうに業務委託をしたいということになります。

それプラス、今回国のほうで、国家公務員等の旅費に関する法律の改正がございます。そちらのほうに準じて、村のほうでも旅費規程のほうを直していきたいということで、その旅費規程の改定が、職員の旅費規程その他、全部で8件ほどの条例と規則改正が必要になってまいりますので、そちらの改正のシステムの改修の支援費用ということで、518万1,000円ほど予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 13番。

今説明いただきまして、部長制に伴ってグループ制にしていくということで、15本の条例とか規約とか、いろんなもの改正していかなきゃいけないということで、それに伴う費用並びに旅費規程の変更もしなければいけないということで、その予算計上だということなんですけれども、これ業務委託するに当たって、今ふと思ったのは、今行政のいわゆるDX（デジタルトランスフォーメーション）ということで、国から推奨してやっていますよね。西郷村においてもタブレットの方向に、今走り始めましたよね。

そう考えていったときに、今、生成AIを使えば、ここまでの費用ってかからないんじゃないのかなと思ったんですけれども、そういったものは検討されませんでしたか、確認します。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

村の例規につきましては、まだ全てではないんですけれども、ほぼ例規システム上、電算システム上に入力をして管理をしております。改正と、あと新規、あと廃止についても全て、電算上でシステム化をしてやっておるものですから、その中での今回委託費用の計上ということで、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 13番。

これ以上は一般質問的になってしまうので、やめますけれども、以前私、話したように、ChatGPTを使えば、簡単にこういうものというのはできるんじゃないかなと思うんですよ。しかも、有料のもの、きちんとしたものを使えば、間違いなくきれいに整備してくれるんじゃないかなと思って、これ以上質疑はしませんので、次の質疑に入ります。

同じく、これは企画費の中になるのかな。負担金、補助及び交付金の中で、地域公

公共交通計画策定事業負担金として、１，０００万円という金額が計上になっているんですけども、この内容についてお示してください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

今回、地域公共交通計画策定業務委託というところで、上段に委託料がございまして、地域公共交通計画策定業務ということで、当初予算で委託料でも取っていたんですが、国の補助金を獲得するために、補助要件としまして、協議会が事業主体となることが条件ということでしたので、予算を組み替えまして負担金で出して、公共交通協議会のほうで発注していくという形にさせていただきました。

以上です。

○議長（真船正晃君） １３番、お待ちください。ただいま……（不規則発言あり）じゃ、続行いたします。１３番上田秀人君。

○１３番（上田秀人君） 節区分の組替えだというのは理解します。ただ、これもやはり、昨年、総務常任委員会でも勉強させてもらいましたけれども、ＡＩを使えば簡単にできる話じゃないかなと申し上げて、私の質疑を終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） そのほかございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第３６号「令和７年度西郷村一般会計補正予算（第１号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいまより、午前１１時２０分まで休憩いたします。

（午前１１時００分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前１１時２０分）

◎議案第３７号及び議案第３８号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続きまして、日程第７、議案第３７号及び日程第８、議案第３８号までの特別会計予算に関する議案２件については、一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、一括して議題といたします。

一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより一括して採決を行います。

議案第37号「令和7年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第38号「令和7年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、本2議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号及び議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第9、議案第39号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第39号「令和7年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第10、議案第40号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第40号「令和7年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第1号）」、本案

に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第11、議案第41号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第41号「令和7年度西郷村下水道事業会計補正予算(第1号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号に対する質疑

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第12、報告第1号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第1号については、これで終わります。

◎報告第2号に対する質疑

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第13、報告第2号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第2号については、これで終わります。

◎報告第3号に対する質疑

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第14、報告第3号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第3号については、これで終わります。

◎報告第4号に対する質疑

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第15、報告第4号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第4号については、これで終わります。

◎議案第42号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第１６、議案第４２号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第４２号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。
よって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４３号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第１７、議案第４３号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第４３号「令和７年度西郷村一般会計補正予算（第２号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。
よって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４４号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第１、議案第４４号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第４４号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。
よって、議案第４４号は原案のとおり同意されました。

◎発委第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第2、発委第2号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発委第2号「西郷村議会基本条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第3、発委第3号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発委第3号「西郷村議会議員倫理条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎発委第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第4、発委第4号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発委第4号「西郷村議会ハラスメント防止条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第18、請願・陳情に対する委員長報告であります。
はじめに、請願第2号に対する文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鈴木修君。

○文教厚生常任委員会委員長（鈴木 修君） 6番、文教厚生常任委員会委員長、審査報告をいたします。

本定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願1件につきましては、6月5日本会議終了後、第2会議室におきまして、全員出席の下、委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、請願第2号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（真船正晃君） 請願第2号に対する委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第2号「「国の『被災児童・生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、請願第2号は採択することと決定いたしました。

続きまして、請願第3号及び請願第4号、陳情第2号について、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

それでは、一括して報告を求めます。

総務常任委員会委員長、鈴木勝久君。

○総務常任委員会委員長（鈴木勝久君） 11番、総務常任委員会委員長、審査の結果を報告いたします。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました請願2件、陳情1件につきましては、6月5日本会議終了後、第2会議室におきまして、全員出席の下、委員会を開催し、審査をしたところでございます。

厳正なる審査の結果、請願第3号「「消費税5%への減税を求める意見書」の提出について」、請願第4号「「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出について」、陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」につきましては、請願2件、陳情1件、全て採択すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（真船正晃君） 委員長の報告が終わりました。

一括して質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論は、まず請願第3号について行います。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第3号について採決を行います。

請願第3号「「消費税5%への減税を求める意見書」の提出について」、このことに対する委員長報告は、採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、請願第3号は採択することと決定いたしました。

次に、請願第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第4号について採決を行います。

請願第4号「「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出について」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択することと決定いたしました。

次に、陳情第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより陳情第2号について採決を行います。

陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」、このことに対する委員長報告は、採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、陳情第2号は採択することと決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長(真船正晃君) ここで、発議4件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長(真船正晃君) 議案書を配付します。

暫時休議いたします。

(午前11時35分)

◎再開の宣告

○議長(真船正晃君) 再開いたします。

(午前11時36分)

○議長(真船正晃君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程(発議第3号～発議第6号)

○議長(真船正晃君) 追加提案されました発議4件につきましては、日程第18の次に、追加日程第5、発議第3号、追加日程第6、発議第4号、追加日程第7、発議第5号、追加日程第8、発議第6号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

◎提案理由の説明

○議長(真船正晃君) ただいま日程に追加されました発議第3号、発議第4号、発議第5号、発議第6号は、先ほど採択されました請願第2号から請願第4号、陳情第2号の採択に伴う意見書の提出でありますので、趣旨説明を省略したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

◎発議第3号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) それでは、これより発議第3号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

発議第3号「「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な
就学支援を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めま
す。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。
よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、発議第4号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

発議第4号「消費税5%への減税を求める意見書の提出について」、本案に対する
賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。
よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、発議第5号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

発議第5号「インボイス制度廃止を求める意見書の提出について」、本案に対する
賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。
よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、発議第6号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長（真船正晃君） 次に、日程第19、閉会中における継続調査の結果についてであります。

このことについて、議会運営委員会委員長及び議会改革検討特別委員会委員長より、別添のとおり調査報告がありました。つきましては、本報告の写しの配付をもって委員長報告といたしたいと思っておりますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（真船正晃君） 次に、日程第20から日程第24までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本議会中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任いただきます。

◎閉議の宣告

○議長（真船正晃君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正晃君） これをもちまして、令和7年第2回西郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時41分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月12日

西郷村議会 議長 真 船 正 晃

署名議員 河 西 美 次

署名議員 真 船 正 康